

国公委生発第33号

平成26年2月28日

消費者委員会委員長 河上 正二 殿

国家公安委員会委員長 古屋 圭司



「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対する警察庁の実施状況について

平成25年8月6日付の貴委員会の「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対し、警察庁の実施状況を別紙のとおり報告する。



「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対する警察庁の実施状況について

1. 詐欺的投資勧誘に関する民事・行政・刑事にわたる関係法令の執行強化及び制度整備

(建議事項1-1)

消費者庁及び警察庁は、詐欺的投資勧誘による被害の発生・拡大防止を図るため、以下の関係法令の執行強化に向けた措置を講ずること。

- (1) 警察庁は、未公開株、社債、集団投資スキーム持分等の取引やこれらの被害からの救済を装う悪質な利殖勧誘事犯に対し、引き続き重点的な取締りを推進すること。その際、警察庁及び消費者庁は、都道府県警察と都道府県における消費者行政部局との一層の連携及び自治体間の連携の強化を推奨すること。
- (2) 消費者庁は、詐欺的投資勧誘に係る事案のうち、外観上は「権利取引」であっても、実態が手数料等を徴収する販売代行等である場合のように特定商取引法の規制対象となる「役務取引」に対し、同法を適切に執行すること。また、消費者庁は、当該執行実績を取りまとめ、都道府県に周知するとともに、個別の事案に係る都道府県からの問い合わせに対し、明瞭かつ具体的な形で技術的助言を行うことにより、都道府県による同法の適切な執行を支援すること。
- (3) 消費者庁は、消費者安全法に基づき、詐欺的投資勧誘に係る事案においても、消費者への注意喚起や事業者に対する勧告・命令等の措置を適切に講ずること。
- (4) 消費者庁及び警察庁は、特定商取引法の執行力強化のため、地方自治体及び都道府県警察に対し、同法執行担当部局における都道府県警察との人的交流や弁護士等の専門家との連携等の取組を進めるよう推奨すること。

【警察庁の実施状況】

① 建議事項1-1-(1)について

警察庁では、利殖勧誘事犯の取締りを推進しており、平成25年中には37事件、189人を検挙しているが、利殖勧誘事犯の被害を更に減少させることを目指し、引き続き、同事犯の取締り及び関係機関・団体から提供を受けた被害相談情報の活用を推進していくこととしている。

② 建議事項1-1-(4)について

警察庁では、特定商取引法違反等に係る被害の予防及び被害拡大防止を図るため、全国会議等において消費者行政部局への警察職員の出向・派遣といった人事交流や弁護士等の専門家との連携を推進するよう都道府県警察に奨励している。

2. 詐欺的投資勧誘に用いられる犯行ツールに関する取組の強化

(建議事項2)

警察庁、金融庁、総務省、法務省、経済産業省及び国土交通省は、犯行ツール対策を通じた詐欺的投資勧誘の抑止を図るため、以下の措置を講ずること。

- (1) 総務省は、携帯電話不正利用防止法に基づき、携帯音声通信事業者、媒介業者及び貸与業者に対し、本人確認義務等の周知徹底を図り、その履行の確保に努めるとともに、違反が認められる携帯音声通信事業者及び媒介業者に対し是正命令等を行うこと。また、警察庁は、同法に違反する貸与業者等の検挙を積極的に推進すること。
- (2) 警察庁、金融庁、経済産業省及び総務省は、犯罪収益移転防止法に基づき、金融機関、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に対し、取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務について周知徹底を図り、その履行の確保に努めるとともに、違反が認められる事業者に対し是正命令等を行うこと。
- (3) 総務省及び国土交通省は、詐欺的投資勧誘に係る事案において、郵便や宅配便等による送金の防止を図るため、それらの運送事業者に対し引き続き分かりやすい注意喚起を積極的に行うよう、協力を要請すること。
- (4) 法務省は、代表権を有しない取締役等の登記の申請に当たり、他人や実在しない者の名義が冒用される事例の把握に努め、その結果を踏まえ、登記事項の真正を担保するための所要の措置の要否を含め、対応策について検討すること。

【警察庁の実施状況】

① 建議事項2(1)について

警察では、平成25年中、携帯電話不正利用防止法で義務付けられた本人確認を怠って端末を第三者に貸与していた貸与業者を3業者検挙しており、引き続き、こうした検挙活動を積極的に推進することとしている。

また、携帯音声通信事業者に対し、携帯電話不正利用防止法で義務付けられた本人確認を怠って起訴された貸与業者の契約に係る携帯電話回線のうち、貸与時に使用者の本人確認が行われていない回線等について役務提供を拒否するよう求めている。

② 建議事項2(2)について

警察庁では、従来から、金融庁、経済産業省及び総務省等と連携して、金融機関、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者等を対象に研修会を開催し、取引時確認や疑わしい取引の届出等の特定事業者の義務、犯罪収益移転防止法の概要や留意事項等について説明しているほか、各省庁のウェブサイトにも犯罪収益移転防止法に関する資料を掲載するなどの広報を行うなどして、特定事業者の義務に関する情報を広く国民に対して提供している。

また、特定事業者を所管する行政庁は、特定事業者が犯罪収益移転防止法の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に是正命令を発することなどができ、

国家公安委員会・警察庁では、このような行政庁に対して特定事業者の犯罪収益移転防止法違反を是正するために必要な措置をとるべきなどとする意見陳述を行っている。平成25年中、国家公安委員会・警察庁は、郵便物受取サービス業者の所管行政庁である経済産業大臣に対して9件、電話受付代行業者の所管行政庁である総務大臣に対して1件、意見陳述を行った。

今後も、特定事業者による犯罪収益移転防止法の義務履行の確保に努めていく。

3. 詐欺的投資勧誘に関する消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの強化

(建議事項3)

消費者庁、警察庁、金融庁及び厚生労働省は、消費者自らによる詐欺的投資勧誘被害の未然防止を図るため、以下の措置を講ずること。

- (1) 消費者庁、警察庁及び金融庁は、テレビ等の媒体を通じ、詐欺的投資勧誘の手口、被害回復が困難な実態等に関する情報を提供することにより、高齢者等への注意喚起を引き続き積極的に行うこと。
- (2) 消費者庁は、消費者行政部局に加えて、地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネージャー）、民生委員等の高齢者と身近に接する者や、都道府県警察、消費者団体、事業者団体等の多様な主体が、高齢者への注意喚起・見守りを地域において密接に連携して行う体制の普及に努めること。
- (3) 消費者庁及び警察庁は、都道府県及び都道府県警察において行われている詐欺的投資勧誘や利殖勧誘事犯に係る消費者への注意喚起・高齢者の見守りについて、その効果的・先駆的事例を取りまとめ、他の都道府県及び都道府県警察へ提供すること。
- (4) 高齢者の二次被害の防止を図るため、消費者庁は、高齢者宅に通話録音装置を配置し、情報・証拠の収集を図る取組を進め、その全国展開を検討すること、また、被害者層に対する効果的な被害防止対策として、警察庁は、利殖勧誘事犯等に係る犯行グループから入手した名簿掲載者に対し、積極的な注意喚起を行うこと。
- (5) ① 厚生労働省は、高齢者の権利擁護の推進を図る観点から、精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分である者等の財産管理や契約を支援するため、市民後見人の育成・活用を始めとする成年後見制度に係る地方自治体の取組への助成制度（市民後見推進事業）の周知や取組事例の情報提供等を積極的に行うこと。
② 厚生労働省は、精神上的理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常的金銭管理等を支援するため、地方自治体への助成等を行うことにより、日常生活自立支援事業の普及等に努めること。

【警察庁の実施状況】

① 建議事項3（1）について

警察庁では、高齢者等の詐欺的投資勧誘被害を防止するため、警察官による巡回連絡や防犯講話、民間に委託したコールセンターによる架電等による直接的な防犯指導・注意喚起を推進している。また、悪質業者の新たな手口や検挙事例、被害実態を記載した広報啓発資料をインターネット上に掲載しているほか、テレビ、新聞、ポスター等のその他各種媒体を活用し、詐欺的投資勧誘に関する最新の手口や予防策等の情報を積極的に発信するなど、高齢者等への注意喚起を実施している。

② 建議事項3（3）について

警察庁では、平成25年中、都道府県警察において行われている詐欺的投資勧誘に係る消費者への注意喚起・高齢者の見守りについて調査を行った。その結果、健康飲料等を販売する事業者や高齢者等に食材を提供する事業者と連携した注意喚起を行うなど効果的・先駆的な事例がみられたことから、これらを取りまとめ、25年12月、都道府県警察に提供を行った。

③ 建議事項3（4）について

警察庁では、平成24年度から、都道府県警察から利殖勧誘事犯等の捜査の過程で入手した名簿の提供を受け、データ化した上で都道府県警察に還元している。

都道府県警察では、これら名簿の掲載者に対し、警察官による戸別訪問や警察が民間委託したコールセンターからの電話連絡による注意喚起に加え、具体的な予防対策の周知を図るなどの取組を実施しており、25年末までに約53万人に対して実施している。